航　空　自　衛　隊　仕　様　書			
仕様書の種　類	内容による分類	役　務　仕　様　書	
	性質による分類	個　別　仕　様　書	
物品番号		仕　様　書　番　号	
品　名 又は 件　名	仮設事務所の設置	入基ＬＰＳ－ Q －54279	
		承認	平成 25 年 11 月 21 日
		作成	平成 25 年 11 月 18 日
		改正	平成　　年　　月　　日
			平成　　年　　月　　日
		作成部隊等名	中警団基地業務群業務隊

１．総則
１．１　この仕様書は、航空自衛隊入間基地基地業務群業務隊給養小隊において使用する仮設事務所の設置（以下「役務」という。）について規定する。
１．２　履行場所
　航空自衛隊入間基地（別図１及び２のとおり。）
２．一般事項
２．１　本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
２．２　本役務に関する事項において調整が必要な場合は、監督官と調整するものとする。
２．３　本役務の作業にあたっては、監督官の指示に従い実施するものとする。
３．設置期間等
３．１　設置期間
　平成２６年３月３１日まで
３．２　設置面積
　別図２による。
４．施工仕様
４．１　仮設事務所本体及び設備機器は製造会社の標準仕様とする。（別図３～６を基準とする。）
４．２　建築工事
４．２．１　建築物確認申請、仮設物許可申請は、契約相手方において実施するものとし、必要な地質調査及び関連する行政機関への手続きをするものとする。
４．２．２　建築確認申請書類（図面、構造計算書等）の作成にあたり、本仕様書に明記無き事項といえども技術上又は、取合上当然実施すべき事項は、監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。
４．２．３　仮設事務所本体は、フラット型１階建てとする。
４．２．４　基礎型式は鉄筋コンクリート布基礎以上とする。
４．２．５　床は、土間コンクリートｔ＝１００、ワイヤーメッシュ６φ１５０角、防湿シートｔ＝１００、砕石ｔ＝１００、盛土以上と士、下地乾式二重床、仕上長尺塩ビシートｔ＝２以上とする。
４．２．６　間仕切壁は、軽鉄軸組、一部間仕切パネルｔ＝２２以上とする。
４．２．７　ポーチは、コンクリートｔ＝１００、ワイヤーメッシュ６φ×１５０×１５０、砕石ｔ＝１００以上とする。
４．２．８　幅木はビニール幅木（間仕切部のみ）、高さ６０ｍｍ以上とする。
４．２．９　内壁（間仕切部）は、下地軽鉄軸組又は間仕切パネル、仕上化粧石膏ボードｔ＝１２．５以上とする。
４．２．１０　天井は、下地軽鉄軸組、仕上化粧石膏ボードｔ＝９．５、天井高２４００ｍｍ、断熱材敷込み以上とする。
４．２．１１　廻縁は、塩ビ製とする。
４．２．１２　建具はメラミン合板製建具以上とし、トイレ、女子ロッカー室は型ガラスを使用するものとする。
４，２．１３　土間コンクリート下に、ポリエチレンフィルムｔ＝０．１５敷込みとする。
４．２．１４　屋内の壁、天井仕上げは全て難燃材以上とする。
４．２．１５　天井点検口アルミ製、４５０ｍｍ角とする。
４．２．１６　消防設備は消防法に定めるものを設置するものとする。
４．２．１７　全ての窓に、網戸・ブラインドを設置すること。
４．３　機械設備
４．３．１　給水配管は、官側が指定する給水管より分岐しバルブを取り付けるものとする。尚、分水工事に伴う道路の取壊し、復旧は本役務に含む。
４．３．２　汚水配管は、官側が指定する既設汚水升に接続するものとし、雨水配管は既設側溝に排水するものとする。

品名又は件名	仮設事務所の設置

４．３．３　給水、給湯配管の外部露出部分はカバー等により保温するものとする。
４．３．４　給湯室には流し台、給湯設備を設け、給湯配管・ガス配管をするものとする。
４．３．５　空調機は、天吊り型で、５馬力以上のものを２台、４馬力以上のものを２台、３馬力以上のものを１台指定された場所に設置するものとする。
４．３．６　トイレは、洋風便器（シャワートイレ）４組、壁付ストール小便器２組、洗面器（鏡付）を指定された場所に設置し、給排水設備を施すものとする。
４．３．７　換気扇は、外部フードを取り付けるものとする。
４．４　電気設備
４．４．１　電源は、屋外キュウビクルを設置し引き込むものとする。
４．４．２　使用する電気配線及び配管並びに器具類は、ＪＩＳ規格品を使用し隠ぺい部での接続は、接続箱の中で行い絶縁を確実に行うものとする。
４．４．３　分電盤内には遮断機を取り付けるものとし、分電盤には確実に接地をほどこすものとする。
４．４．４　照明は、各部屋に一般事務及び作業を実施するために必要な照明を設置し、スイッチを取り付けるものとする。
４．４．５　分電盤、照明スイッチ及びエアコン用リモコンは官側が指定する場所に取り付け接地をする。
４．４．６　コンセントは埋め込みとし、官側が指定する場所に設置する。
４．４．７　作業完了後、絶縁測定並びに導通試験を実施し、異状がないことを確認する。
４．５　通信設備
４．５．１　通信設備の配線は、指定既設共架柱カラスロから、プルボックス室内端子盤（２０Ｐ）を設置し、契約相手方が配線を実施するものとする。
４．５．２　通信用端子盤には、確実に接地をとるものとする。
４．５．３　テレビアンテナは、地上デジタル放送用を周囲の建物及び木の影響を考慮して強風にも耐えるように設置するものとする。
４．６　放送設備
４．６．１　放送ケーブル（ＨＰ１．２）を指定マンホールから、既設共架柱に立ち上げプルボックス室内端子盤（５Ｐ）に、４回線配線を実施するものとする。
４．６．２　室内に３箇所スピーカー（２３０φ）を設置し、プルボックス室内端子盤（５Ｐ）に配線を実施するものとする。
５．その他
５．１　作業現場においては、常に諸材料等の整理整頓を行い、火災、盗難、その他の事故防止に十分注意をするものとする。また、必要に応じて標識、表示灯により、安全対策を実施するものとする。なお、現場敷地は仮囲い（Ｈ１８００程度）を設置し工事エリアを区画すること。また、工事期間中は警備員を配置すること。
５．２　使用する資材は、全て契約相手方の負担とし、規格、寸法に適した優良品とする。また資材等の使用に当たっては、強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境負荷低減を考慮するものとする。
５．３　契約相手方は、作業関係者以外に図面等を貸し出し、複製及び閲覧させてはならない。また、作業終了後は、図面等を返却するものとする。
５．４　作業員等は、作業現場以外の場所にみだりに出入りしてはならない。
５．５　作業関係者書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期するために、ファイル交換ソフトをインストールしてないものを使用すること。なお作業関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類の他、現場代理人等通知等の本支店等で作成する全ての書類を含む。
５．６　契約相手方の過失により、既設建物等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において、すみやかに原型に復旧するものとする。
５．７　契約相手方は、官側と調整し、図面及び材料等について明確にするものとする。
６．製品に関する要求
６．１　規模
仮設事務所の規模は別図３～６を基準とする。
７．接地に関する要求
仮設事務所本体及び付帯設備等の接地については、法令及び本仕様書に従い実施する。
８．承認用図面
本仕様書及び図面に基づき承認用図面を作成し、承認をうけるものとする。
９．品質保証
あきらかに設置上の不備によって不具合が生じた場合は、契約相手方の責により修復するものとする。
１０．監督・検査
本仕様書に基づき、役務完了後、監督官及び契約相手方立会いのうえ、契約担当官の定める監督・検査実施要領により完成検査を実施するものとする。ただし、契約相手方は検査を受ける前に、審査機関、消防機関と調整し、各検査を受けるものとする。
１１．その他の指示
１１．１　建築申請等
契約相手方は、建築確認申請及び消防局同意等行うものとする。

品名又は件名	仮設事務所の設置

１１．２　提出書類

１１．２．１　契約相手方は、契約終結後速やかに承認用図面及び作業実施計画書（工程表を含む）を３部作成し、契約担当官に提出して承認をうけるものとする。その他の書類については、契約担当官の指示による。

１１．２．２　契約相手方は、監督官の指示に従い、着手前・実施中・役務完了後の写真を撮影し、カラー写真（Ｌ版又はサービス版）にて製本し、提出するものとする。但し、デジタルカメラを使用する場合、有効画素数２００万画素以上を設定する。作成した電子データは、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）にて一部と共に、簡易写真帳を作成する。簡易写真帳については、Ａ４サイズの紙にプリントアウトし、角写真の横等には写真情報に記入した写真タイトル等を表示する。

１１．２．３　完成後速やかに完成図面及び取扱説明書を提出するものとし、書式はメーカーの標準とする。

１１．３　官側における支援

契約相手側は、設置場所における作業実施にあたり、現地における資材置場の提供及び官側がその他必要と認めた事項について、官側の支援を受けることができる。

１１．４　発生屑の処理

本役務により発生した発生屑は契約相手方が適切に処理するものとする。

１１．５　詳細事項及び疑義

１１．５．１　仕様書に明示されていない詳細事項については、契約担当官等の指示又は承認をうけるものとする。

１１．５．２　仕様書に疑義が生じた場合においては、契約担当官等と協議するものとする。